

奈良市公報

第49号

令和3年6月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
5	6	265	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
5	6	266	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	6	267	放置自転車等の処分	環境政策課
5	6	268	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
5	6	269	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
5	7	270	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	7	271	放置自転車等の保管	環境政策課
5	7	272	奈良市公報号外第19号に掲載	長寿福祉課
5	10	273	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
5	10	274	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
5	10	275	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
5	10	276	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
5	10	277	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
5	10	278	奈良市総合観光案内所等の臨時休館	観光戦略課
5	10	279	旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場の臨時休場	観光戦略課
5	10	280	奈良市針テラス情報館の臨時休館	観光戦略課
5	11	281	住居番号の設定	市民課
5	11	282	住居番号の変更	市民課
5	11	283	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
5	11	284	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
5	11	285	放置自転車等の保管	環境政策課
5	12	286	令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算 の要領	財政課
5	12	287	令和3年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
5	13	288	放置自転車等の保管	環境政策課
5	13	289	奈良市公報号外第19号に掲載	母子保健課
5	13	290	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

監 査

月	日	番号	件名	主管
5	6	8	住民監査請求に係る監査結果の公表	
公 営 企 業				
5	6	22	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
5	6	23	農業集落排水の供用及び汚水の処理の開始	下水道事業課
教 育 委 員 会				
5	13	13	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
5	10	5	農業委員会総会の招集	
災 害 対 策 本 部 告 示				
5	10	1	奈良市公報号外第19号に掲載	危機管理課
正 誤 表				
正誤表				

告

示

奈良市告示第265号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和3年5月6日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和3年5月6日(木)～令和3年5月20日(木)の間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和3年5月6日(木)～令和3年5月20日(木)

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。)

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

c 精神障がいのある者(障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで)

d 知的障がいのある者(障がいの程度がcに相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。(住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場

合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。))

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は募集の翌月から3か月以内に結婚予定の婚姻予約者を含む。)があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)の条件

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

エ 市営住宅 多子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをしようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

オ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者(子に限る。)があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

カ 市営住宅 シルバーハウジング (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 60歳以上の者の単身世帯、60歳以上の者のみの世帯又は60歳以上の者とその配偶者(以下「高齢者夫婦」という。)のみの世帯であること。(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身世帯での申込みはできない。)

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票(市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの。)

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族(婚姻予定者を含む。)が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書(提出日の3か月以内に発行されたもの。)

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税(又は非課税)証明書(所得額、扶養人数、控除額記載)(全員)

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和2年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

平成31年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自ら署名が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ。）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明

した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3か月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ。）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和3年5月6日揭示済)

奈良市告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年5月6日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年12月7日 奈良市指令整開 第20A-26号

令和3年3月12日 奈良市指令整開 第20A-26-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年5月6日 第1766号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町1286番3及び1286番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東包永町26番地の1

稲田 正剛

(令和3年5月6日揭示済)

奈良市告示第267号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和3年5月6日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和3年5月6日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年10月6日、同月9日、同月15日、同月20日、同月21日及び同月27日

(令和3年5月6日掲示済)

奈良市告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和3年5月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和3年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
297010579	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	株式会社福丸	京都府木津川市木津殿城90番地の6	介護相談センター福丸	奈良県奈良市朱雀六丁目1-14 コンフォート朱雀II3-A
2970105793	特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売	株式会社福丸	京都府木津川市木津殿城90番地の6	介護相談センター福丸	奈良県奈良市朱雀六丁目1-14 コンフォート朱雀II3-A
2960190516	訪問看護・介護予防訪問看護	株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目3-14 不動産ビル4階406号	リールナースステーション奈良	奈良県奈良市宝来四丁目4番12号

(令和3年5月6日掲示済)

奈良市告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和3年5月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和3年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108565	訪問介護	株式会社SK岡本	奈良県大和郡山市大宮町3-3	陽気	奈良県奈良市芝・町三丁目5番6号
2970108557	通所介護	株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号	リハビリデイサービスルピナス朱雀	奈良県奈良市朱雀一丁目8番5号

(令和3年5月6日掲示済)

奈良市告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年5月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年8月20日 奈良市指令整開 第20A-17号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和3年5月7日 第1767号
公共施設 令和3年5月7日 第872号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市出屋敷町37番1及び37番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市出屋敷町37番1の一部及び37番3の一部
(2) 下水道
奈良市出屋敷町37番1の一部

(令和3年5月7日掲示済)

奈良市告示第271号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年5月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和3年5月7日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年5月7日掲示済)

奈良市告示第273号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年5月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佐野 豊		柔道整復	令和3年 4月22日
寧楽鍼灸整骨院	奈良県奈良市三条町 606-7-1F		
佐野 豊		はり・きゅう	令和3年 4月22日
寧楽鍼灸整骨院	奈良県奈良市三条町 606-7-1F		

(令和3年5月10日掲示済)

奈良市告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年5月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉岡 勇		柔道整復	令和3年 4月22日
やまと整骨院	奈良県奈良市西御門町 13		

(令和3年5月10日掲示済)

奈良市告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年5月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小林 裕之		柔道整復	令和3年 4月22日
大宮整骨院	奈良県奈良市大宮町三丁目 1-33		

(令和3年5月10日掲示済)

奈良市告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年5月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
渡辺 浩一郎		柔道整復	令和3年 4月22日
あおぞら整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目 313-4 ヴィラ松本 1F 東南		

(令和3年5月10日掲示済)

奈良市告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年5月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大谷 夢児	奈良県奈良市学園大和町5-2 松本ビル103	柔道整復	令和3年 4月27日
一実CC鍼灸整骨院			

(令和3年5月10日揭示済)

奈良市告示第278号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館する。

令和3年5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市総合観光案内所	令和3年5月12日から令和3年5月31日まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	
奈良市観光センター	
奈良市奈良町南観光案内所	

(令和3年5月10日揭示済)

奈良市告示第279号

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第8号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車を臨時に休場する。

令和3年5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休場日

施設名	休場日
旧柳生藩家老屋敷 柳生観光駐車場	令和3年5月12日から令和3年5月31日まで

(令和3年5月10日揭示済)

奈良市告示第280号

奈良市針テラス情報館条例（平成17年奈良市条例第41号。以下「条例」という。）第4条の3第2項の規定により、次のとおり奈良市針テラス情報館を臨時に休館する。

令和3年5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市針テラス情報館 (条例第3条第1号に掲げる事業に限る。)	令和3年5月12日から令和3年5月31日まで

(令和3年5月10日揭示済)

奈良市告示第281号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年5月11日

奈良市長 仲川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示

四条大路三丁目2番29号	藤ノ木台三丁目25番6号	三条桧町23番4号
大安寺七丁目2番19-2号	学園南二丁目9番15-1号	百楽園一丁目9番1号
学園南三丁目15番7-6号	西大寺野神町二丁目5番8号	百楽園一丁目9番66号
学園緑ヶ丘一丁目18番2号	中登美ヶ丘五丁目18番5号	富雄元町一丁目5番32-2号
藤ノ木台三丁目31番24号	中登美ヶ丘五丁目18番3号	疋田町三丁目3番37号
富雄川西一丁目20番20-1号	中登美ヶ丘五丁目17番26号	疋田町三丁目3番40号
富雄川西一丁目20番20-2号	中登美ヶ丘五丁目17番25号	
西大寺東町一丁目4番14-2号	中登美ヶ丘五丁目17番24号	
西大寺南町2番4-室番号	中登美ヶ丘五丁目17番6号	
あやめ池南四丁目9番5号	中登美ヶ丘五丁目17番5号	
学園南二丁目12番1号	中登美ヶ丘五丁目17番4号	
三条桧町13番7-8号	中登美ヶ丘五丁目8番8号	
学園南二丁目7番16-3号	中登美ヶ丘五丁目8番7号	
三松一丁目6番1号	宝来五丁目3番1-1号	
七条一丁目36番35号	三条大路二丁目2番54-3号	
藤ノ木台二丁目3番27号	百楽園三丁目12番10号	
藤ノ木台二丁目3番28号	四条大路四丁目5番19-室番号	
登美ヶ丘三丁目4番17号	東紀寺町二丁目4番8-室番号	
七条西町一丁目50番19号	宝来四丁目29番10号	

(令和3年5月11日揭示済)

奈良市告示第282号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年5月11日

奈良市長 仲川元庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	学園朝日町12番21号
変更後	学園朝日町12番21-1号

(令和3年5月11日揭示済)

奈良市告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和3年5月11日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和2年4月1日	キリン堂薬局 高畑店	奈良市高畑町130-1	株式会社 キリン堂薬局 代表取締役 寺西 豊彦

(令和3年5月11日揭示済)

奈良市告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和3年5月11日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和2年5月1日	そうごう薬局 西大寺店	奈良市西大寺南町5番26号T・Kビル西大寺SOUTH 1階	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利

(令和3年5月11日揭示済)

奈良市告示第285号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年5月11日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年5月11日揭示済)

奈良市告示第286号

令和3年5月11日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年5月12日

奈良市長 仲川元庸

1 令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)

令和3年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ536,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ543,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		千円 7,500	千円 536,139	千円 543,639
	1. 雑入	7,500	536,139	543,639
歳入合計		7,500	536,139	543,639

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰上充用金		千円 -	千円 536,139	千円 536,139
	1. 繰上充用金	-	536,139	536,139
歳出合計		7,500	536,139	543,639

(令和3年5月12日揭示済)

奈良市告示第287号

令和3年5月11日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年5月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度奈良市一般会計
補正予算(第2号)

令和3年度奈良市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,147,914千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,310,417千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		29,973,380 ^{千円}	704,812 ^{千円}	30,678,192 ^{千円}
	2. 国庫補助金	2,989,813	240,350	3,230,163
	4. 国庫交付金	6,021,782	464,462	6,486,244
17. 県支出金		9,524,467	443,102	9,967,569
	2. 県補助金	1,768,928	443,102	2,212,030
歳入合計		139,162,503	1,147,914	140,310,417

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		63,862,471 ^{千円}	240,350 ^{千円}	64,102,821 ^{千円}
	2. 児童福祉費	22,205,328	240,350	22,445,678
4. 衛生費		12,447,977	3,102	12,451,079
	1. 保健衛生費	5,309,300	3,102	5,312,402
7. 商工費		1,838,131	895,000	2,733,131
	1. 商工費	1,838,131	895,000	2,733,131
11. 教育費		10,823,386	9,462	10,832,848
	6. 社会教育費	1,402,956	9,462	1,412,418
歳出合計		139,162,503	1,147,914	140,310,417

(令和3年5月12日揭示済)

奈良市告示第288号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年5月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年5月13日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和3年5月13日揭示済)

奈良市告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年5月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年5月17日 奈良市指令整開 第19A-6号

令和元年8月8日 奈良市指令整開 第19A-6-1号

令和3年3月23日 奈良市指令整開 第19A-6-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年5月13日 第1768号

公共施設 令和3年5月13日 第873号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西九条町四丁目1番1、1番10の一部及び1番11の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目3番5号

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井 敬一

(令和3年5月13日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和3年5月6日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛
奈 監 第 9 号
令 和 3 年 4 月 30 日

請求人

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

奈良市職員措置請求の結果について（通知）

令和3年3月12日付で提出のあった奈良市職員措置請求書（以下「本件住民監査請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、原文のまま記載している。

奈良市職員措置請求書

1 請求の趣旨

監査委員は、

- (1) 公営企業管理者は、池田修に対し、金47万3000円及びこれに対する令和2年8月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
 - (2) 公営企業管理者は、奈良市企業局が令和2年9月8日に株式会社アドヴァンスとの間で締結した「公営企業会計システムプロトタイプ導入委託」に関して締結した委託契約の委託代金相当額である金495万円を支出してはならない。
- と勧告するよう求める。

2 請求の理由

奈良市企業局が令和2年4月9日に株式会社アドヴァンスとの間で「公営企業会計システムプロトタイプ開発業務委託」に関して締結した契約は、委託料を47万3000円として随意契約の方法により行われた。また、奈良市企業局が令和2年9月8日に同社との間で「公営企業会計システムプロトタイプ導入委託」に関して締結した契約は、委託料を495万円として随意契約の方法により行われた。

奈良市が奈良県などの進める上水道事業の経営統合（県域水道一体化）に参加することは、未だ決定していない。しかし、上記の各委託契約の目的は、「奈良県内における県域水道一体化の動きに合わせて、現在、各市町村でそれぞれ使われている公営企業会計システムとそのデータを統合するため、プロトタイプとしてのソフト開発を行うこと」や「県域水道一体化に備え、各市町村が共通で使用できる、新たな会計システムを開発すること」などとされている。奈良市議会の議決を経ず、奈良市が参加することは決定していない県域水道一体化の動きに対応することを目的として、上記の各委託契約を締結することは違法である。

また、上記の各委託契約については、その目的は実質的に同一であり、相手方たる事業者も同一であるから、本来は一般競争入札の方法により行わなければならないのに、随意契約の方法により分割して発注する

といういわゆる分割発注されたものであり、法令の規定を潜脱する態様で行われた違法なものである。

2 請求の受理等

本件住民監査請求は、令和3年3月18日に要件審査を行った結果、地方自治法第242条第1項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

また、請求人は、「公営企業会計システムプロトタイプ導入委託」に関して締結した委託契約の委託代金相当額である金495万円を支出してはならないと勧告することを求めているため、要件審査を行った際、同条第4項に基づく暫定的停止勧告の要件を満たしているかどうかを協議した結果、同項に規定する要件を満たしていないものと判断した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

公営企業会計システムプロトタイプ開発業務委託契約及び同導入委託契約（以下「本件各委託契約」という。）について、奈良市議会の議決を経ず、奈良市が参加することは決定していない県域水道一体化の動きに対応することを目的として締結したことが違法であるかどうか、また、随意契約の方法により分割して発注したことが法令の規定を潜脱する態様で行われた違法なものであるかどうかについて監査した。

2 監査対象部局

企業局 経営部 企業出納課（旧企業財務課）

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、地方自治法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和3年4月7日に公営企業管理者、経営部長、企業出納課長及び課長補佐に対し、陳述の聴取を行うとともに、本件各委託契約により開発されたシステムのデモンストレーションによる説明を受けた。

第3 監査の結果

1 事実関係

- (1) 企業局で現在使用している公営企業会計システムは、平成26年3月1日から稼働しており、導入業務の委託料は6,962,004円、5年間の保守業務の委託料は総額6,541,230円であった。
- (2) 令和元年度当初予算において、公営企業会計新システム導入費用として31,350,000円が計上されており、大手ベンダーのパッケージシステムを導入予定であった。
- (3) 本件各委託契約の内容は次のとおりであった。

公営企業会計システムプロトタイプ開発業務委託（以下「開発業務委託」という。）

契約相手：株式会社アドヴァンス

契約期間：令和2年4月9日から令和2年7月31日まで

業務内容：初期メニュー画面や伝票検索及び作成画面等の開発

予定価格：473,000円

契約金額：473,000円

公営企業会計システムプロトタイプ導入委託（以下「導入委託」という。）

契約相手：株式会社アドヴァンス

契約期間：令和2年9月8日から令和3年3月31日まで

業務内容：収入予算執行機能、支出予算執行機能等各機能実装

予定価格：4,999,500円

契約金額：4,950,000円

- (4) 本件各委託契約の仕様書に記載されている目的は次のとおりであった。

開発業務委託

奈良県内における県域水道一体化の動きに合わせて、現在、各市町村でそれぞれ使われている公営企業会計システムとそのデータを統合するため、プロトタイプとしてのソフト開発を行うことを目的とする。

導入委託

委託業務は、県域水道一体化に備え、各市町村が共通で使用できる、新たな会計システムを開発することを目的とする。現在、市販されている企業会計システム（局のシステム含む）は一般会計のシステムを拡張して開発されたものであるため、地方公営企業法が規定する財務会計処理手法を十分実現できていない。

そのため、今回の開発においては、法の記帳手法が一般会計と最も異なる点である、予算執行帳簿と複式記帳簿の2つの帳簿の厳格な分離を行うことを狙いとする。

- (5) 本件各委託契約の仕様書に記載されているソフトウェアの仕様は次のとおりであった。

開発業務委託

- (1) 地方公営企業法に基づいて開発されたシステムであること。
- (2) web方式のシステムであること。
- (3) 詳細な仕様については、別紙（別紙省略）のとおりとすること。

導入委託

導入する企業会計システム（以下「システム」という。）は、次に掲げる仕様を満たすものとする。

- (1) 地方公営企業法に基づく会計処理等を次に掲げる構成で、行うことができるものとし、別表1（別表1省略）の機能を有しているものとする。また、記載のないものでも地方公営企業の会計処理に必要な標準的な機能を有しているものとする。

- ① 予算編成システム
- ② 執行管理システム

- (2) web方式のシステムであること。

- (6) 提出された資料によると本件各委託契約の事業者選定理由は次のとおりであった。

開発業務委託（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号による随意契約）

この委託において開発しようとするシステムはwebシステムとして構築することとしているため、その開発実績が豊富であること。またプロトタイプの開発であるため、県内に本業務の開発拠点があり、開発プロセスを通じて十分な議論ができる上記の業者を選定します。

導入委託（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号による随意契約）

先行して、初期メニュー画面や伝票検索及び作成画面等の開発を委託しており、今回プロトタイプを本格導入するにあたり開発時間の短縮や費用の削減ができることから競争入札に付すことが不利と認められるため(株)アドヴァンスを指名します。

- (7) 随意契約については地方公営企業法施行令に次のように定められている。

【地方公営企業法施行令（抄）】

（随意契約）

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。

二から五 略

- 六 競争入札に付すことが不利と認められるとき。

別表第一（第二十一条の十四関係）

六 前各項に掲げるもの以外のもの	市町村 五〇〇千円
------------------	-----------

- (8) 見積書の徴取については奈良市企業局契約に関する規程が準用する奈良市契約規則に次のように定められている。

【奈良市契約規則（抄）】

（見積書の徴取）

第18条の2 随意契約の方法により契約を締結しようとする場合においては、見積りに必要な事項を示して、2人以上（1件の予定価格が50万円以上の工事の請負については、3人以上）の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を1人の者からとするこ

とができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。
- (2) 緊急を要するとき（災害時を除く工事の請負、物件の借入れ又は業務の委託に限る。）。
- (3) 特定の者と契約することが有利と認められる時。
- (4) 1件の予定価格が20万円未満の契約をする時。
- (5) その他市長が認める時。

2 略

2 監査委員の判断

- (1) 本市が参加することは決定していない県域水道一体化を前提とした本件各委託契約を締結したことについて

請求人は、奈良市議会の議決を経ず、奈良市が参加することは決定していない県域水道一体化の動きに対応することを目的として、本件各委託契約を締結することは違法であると主張しているためこのことについて判断する。

本市企業局における既存の会計システムは、平成26年3月に導入されたものであり、企業局は会計システムの更新を検討していた。しかし、企業局の見解によると、市販されている公営企業会計システムは、一般会計のシステムを拡張して開発されたものであることから、地方公営企業法が規定する財務会計処理手法を十分実現できていないという問題点があり、また、導入費用も約3千万円と多額とのことであった。

そのため、企業局は、予算執行帳簿と複式記帳簿の2つの帳簿の厳格な分離が可能な、地方公営企業法が規定する財務会計処理手法を十分実現できる理想的な会計システムの構築を目的として本件各委託契約を進めた。また、サーバの構築や維持管理費用を削減するため、クラウド上での運用を目指してシステムを構築することとした。

これらのことにより、市町村間での共同利用も可能なシステムが構築できるため、仕様書等に県域水道一体化に対応することを目的とする旨の記載が行われていたが、本来の目的は、本市企業局の会計システムの更新に伴い、地方公営企業法が規定する財務会計処理手法を十分実現できる理想的な会計システムの構築を行うことであった。実際に本件各委託契約で構築されたシステムを確認したところ、地方公営企業法に基づく会計処理を行う上で必要な機能を備えたシステムであり、県域水道一体化のみを目的とした機能はなく、県域水道一体化への対応は、あくまで付随的な目的であることを確認した。

したがって、本件各委託契約は、現行の会計システムの更新を主眼とした契約であり、県域水道一体化の動きに対応することのみを目的とした契約ではないため、県域水道一体化の議決を経ない段階で本件各委託契約を締結したことが違法であるとはいえないと判断する。

- (2) 本件各委託契約の発注方法について

請求人は、本件各委託契約については、その目的は実質的に同一であり、相手方たる事業者も同一であるから、本来は一般競争入札の方法により行わなければならないのに、随意契約の方法により分割して発注するといういわゆる分割発注されたものであり、法令の規定を潜脱する態様で行われた違法なものであると主張しているためこのことについて判断する。

ア 本件各委託契約を個別に発注したことについて

企業局の見解によると、本件各委託契約は、既存の一般会計システムを基にした公営企業会計システムに縛られることなく、新たに構築するシステムのプロトタイプ（試作）を開発し、導入しようとするものであった。そのため、まずは企業局で作成していた伝票の検索や作成といった基本的な処理の流れを、クラウド上で運用できるようにとの企業局の意向を反映したシステム構築の可能性について、必要最小限の費用で確認するために開発業務委託を行った。その成果を受けて、本格的な導入に目途が立ったため、続いて導入委託を行ったものであるとの主張であった。

この主張について検討すると、企業局の主張には合理性があると考えられ、よって、本件各委託契約を個別に発注したことは、入札を回避することを目的に意図的に分割発注を行ったものではなく、新たなシステムを開発するに当たり、実現可能性を確かめつつ行ったものであるため、違法であるとはいえないと判断する。

イ 随意契約での事業者選定について

企業局の見解によると、開発業務委託については、地方公営企業法に基づく記帳手法をとり、予算執行帳

簿と複式記帳簿の2つの帳簿の厳格な分離を行う、理想的な会計システムをゼロから開発するために、既存のシステムの枠に縛られない技術者が必要であった。また、経費削減のため、サーバ費用の掛からないwebシステムとして構築することとした。

そのため、既製のパッケージを供給する大手のベンダーではなく、webによる業務のシステム化を手掛け、県内に業務の開発拠点があり、開発プロセスを通じて十分な議論ができる事業者を選定した。

しかし、開発業務委託は、予定価格が473,000円であり、企業局が準用している奈良市契約規則第18条の2の規定に基づいて、2者からの見積書の徴取が必要であったが、1者からしか見積書を徴取せずに事業者選定を行っていた。上記事業者選定理由では、相手方が特定されるとはいえないなど、奈良市契約規則第18条の2第1項各号に規定されている1者随意契約の要件を満たしていないため、適正な手続に基づいた事業者選定が行われたとはいえない。

また、導入委託については、開発時間の短縮や費用の削減ができることから競争入札に付することが不利であるとして、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に基づく随意契約を行っているが、実際にどの程度の時間や費用が削減できるかについて検討を行っておらず、適正な手続に基づいた事業者選定が行われているとはいえない。

これらのことから、本件各委託契約は、事業者選定の過程における手続に不備があったと判断する。

しかしながら、仮に入札や複数者からの見積書の徴取を行ったとしても、より安価な額を提示する事業者が必ずしも存在していたとは言い切れないため、1者随意契約を行ってはいえるものの、そのことによって当然に企業局に損害が生じているということとはできない。

以上のことから、請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断し、本件住民監査請求を棄却する。

第4 公営企業管理者への要望

監査結果は以上のとおりであるが、本件監査を通じて問題点が見受けられたため、次のとおり公営企業管理者へ要望する。

地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約制度は、事務の効率化をはじめ、競争入札によるだけではその目的を達成できないような場合など、一定の限られた条件のもと、その執行が認められている特別な契約制度である。契約の競争性、公正性、透明性及び経済性の確保のために、随意契約によるときは、内容の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し、理由、相手方選定の過程を合理的に説明できるものでなければならない。しかし、本件各委託契約の随意契約理由はいずれも合理的であるとはいえない。

また、奈良市契約規則では、随意契約のうち例外的なものとして1者随意契約が認められているが、本件各委託契約においては、同規則に規定されている要件を満たしていないにもかかわらず1者随意契約が行われていた。

契約における事業者選定に際しては、原則競争入札を行い、例外的に随意契約を行う場合には、法令等に定める要件に該当しているか慎重に検討し、十分に説明責任を果たすなど、市民に疑念を抱かせることのない事務処理を行われたい。

(令和3年5月6日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第22号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年5月6日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月6日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年5月20日

下水を排除及び下水を処理す	排水施設の位置	排水施設の合流式	終末処理場の位置及び名称
---------------	---------	----------	--------------

べき区域		又は分流式の別	
学園大和町六丁目 704-10 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
中町 4832-1 他	②	分流	
神殿町 390-1 他	③	分流	
中山町 1577 他	④	分流	
古市町 1383	⑤	分流	
尼・町～大安寺町 地内	⑥	分流	
学園大和町六丁目 709-59	⑦	分流	
秋篠新町 264-2 他	⑧	分流	
宝来五丁目 451-1	⑨	分流	
二条大路南四丁目 100-12	⑩	分流	
東九条町 475 の一部	⑪	分流	

位置図省略

(令和3年5月6日揭示済)

奈良市企業局告示第23号

農業集落排水事業の供用及び汚水の処理を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年5月6日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月6日

奈良市公営企業管理者 池田 修

農業集落排水の供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和3年5月20日

汚水を排除及び汚水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
水間町 3030-1 の一部	N①	分流	柳生下町 406-1 東部第2地区浄化センター
月ヶ瀬尾山 2503-1 他	N②	分流	月ヶ瀬尾山 2098 尾山地区処理場

位置図省略

(令和3年5月6日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第13号

令和3年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年5月13日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年5月18日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）採択の基本方針
- (2) 令和3年度5月補正予算要求額について
- (3) 新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について

議事

- 議案第5号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について
- 議案第6号 令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について
- 議案第7号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について
- 議案第8号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第9号 奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について
- 議案第10号 奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について

協議事項

- (1) 「一条高等学校附属中学校について～教育課程について～」
- (2) 「一条高等学校附属中学校について～入学者選抜について～」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和3年5月13日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会令和3年5月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和3年5月10日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和3年5月17日（月） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所中央棟 地下会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (6) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について（4月専決処理分）
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（4月専決処理分）
- (8) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (9) 許可の取消しについて
- (10) 生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明について
- (11) 知事許可について（4月許可分）

(令和3年5月10日揭示済)

正 誤 表

令和3年5月6日付け奈良市公報第47号

ページ	行	誤	正
2	2、3	保護課	市民課